# 令和5年度 木祖村社会福祉協議会事業計画



社会福祉法人 木祖村社会福祉協議会

# 一令和5年度木祖村社会福祉協議会事業計画—

### 1. 基本方針

木祖村では高齢化が進行し高齢化率も43%を超える状況となっております。このことにより、独居等高齢者世帯が増加するなど福祉課題も多岐にわたっています。

新型コロナウイルス感染症の影響も長引き、人と人との繋がりが希薄化している今日ですが、木祖村社会福祉協議会では「思いやりのこころで共生と協働の地域づくり」を理念として、役職員一丸となって住民同士がともに支え合い、ともに助け合える環境づくりに努力し、誰もが安全で安心して暮らすことのできる地域づくりを目指します。

また、行政機関や関係団体との連携を密にして、変化する地域の福祉課題を的確に捉え、住民参加の住みよい地域社会の実現に向け、地域住民の福祉の向上を図ります。

# 2.主な事業の概要

- I)法人の運営 財政の安定化と職員の資質の向上を目指します。
- 2)地域福祉事業 住民の支え合いを基本とした、地域福祉の充実を目指します。
- 3) 介護保険事業 介護保険法の趣旨を踏まえた、より細かな利用者ニーズに沿った居 宅サービスを推進します。
- 4) 障害者支援事業 相談体制の充実を図りつつ、在宅障害者を支援します。

#### 3. 具体的な事業

- 1)法人運営と企画調整
- ①理事会、評議員会の開催
  - ・理事会(年3回)、評議員会(年3回)を開催予定
- ②人事・労務管理、財産管理、一般庶務の遂行
- ③苦情、要望等の処理体制の充実
  - ・苦情解決のための第三者委員会の開催及び研修会への参加
  - ・要望、苦情受付及び処理体制の充実
- 4職員のスキルアップのための研修活動の推進
- ⑤ 新型コロナウイルス等感染症予防、拡大防止に向けた対策
- ⑥ 福祉充実計画遂行に向けた調査研究と体制強化
- ⑦ 虐待防止の更なる推進
  - ・職員研修の実施
  - ・虐待防止委員会を設置し、検討結果を職員で共有
  - ・虐待防止のため責任者を配置
- 2) 調査、研究、広報、啓発活動の推進
  - ①「木祖村住民のつどい」の開催
  - ②社協だより「まめのわ通信」、ボランティアセンターだより「ひよこ」 の発行など情報提供と住民意識の啓発
  - ③「災害時住民支え合いマップ」の見直し
  - 4年民福祉ニーズの調査研究
  - ⑤感染症蔓延時や災害発生時に継続的で安定した介護サービスの提供 に向けた体制強化と計画づくり及び研修、訓練の実施
- 3)地域福祉活動の推進
- ①木祖村から生活支援体制整備事業を受託するなかで、生活支援コーディネーターを配置し地域に不足するサービス・支援の創出と担い手の 養成及び講演会等の開催

- ②生活困窮者自立支援事業への協力
  - ・関係機関との連携により、「まいさぽ木曽」出張所として生活困窮者等 相談者の相談受付と対応や支援活動
- ③ボランティア登録とボランティア活動をはじめとする住民支え合い活動の推進
- 4)団体・グループ・サークル等の活動支援
  - ・一品つくろうかい・各地区開催のいきいきサロン・すずめ塾など、感 染症予防に配慮しながら支援を行う
- ⑤講演会、各種研修会、体験講座等を通じたボランティアへの意識啓発
- ⑥小学校・中学校の児童生徒のボランティア、福祉活動の啓発
  - ・「あったか弁当」の表紙作り 「友愛手紙サービス」の活動など
- ⑦ 福祉サービス利用手続きや金銭管理の支援を目的とした「日常生活自立支援事業」を県社協、基幹社協と連携して実施
- ⑧コロナ禍においても人と人との繋がりを絶やさないよう感染予防に配慮し、事業の継続や展開、活動支援の実施
- 4) 各種団体への協力と連携
  - ①民生児童委員協議会との連携強化
  - ②老人クラブ、遺族会、人権擁護委員、行政相談員、保護司会、更生保 護女性会など福祉関係団体への協力と連携
  - ③地域自治協議会、各自治会への支援と連携
  - ④小学校・中学校や公民館など教育関係団体等との連携

#### 5) 介護保険事業の実施

介護保険制度のもと、利用者やその家族のニーズに沿ったよりきめ細かな居宅サービスを推進するため、次の介護サービスを実施します。

・訪問介護	要介護者及び要支援者宅にホームヘルパーを派遣
・介護予防訪問介護	して、身体介護や生活援助を行います。
・居宅介護支援	介護サービス利用希望の要介護者に対して、居宅サ
	ービス計画を作成し、相談や支援を行います。
	介護予防支援業務については、木祖村地域包括支援
	センターより受託します。

#### 6) 障がい福祉サービス事業の実施

①居宅介護・重度訪問サービス事業(相談支援事業所)

障がい者の多様なニーズに沿った居宅サービスを提供するとともに、 関係機関と連携し、自立を支援するために介護や生活の援助を行い ます。

#### ②生活サポート事業

総合支援法に基づき木祖村などと連携して、障がい者やその家族が サービスを有効に利用できるよう支援計画に沿って、在宅障がい者 の福祉サービス利用を支援します。

## 7)子育て支援事業

家事育児支援に訪問介護員を派遣します。

## 8) 木祖村社協独自事業(高齢者等の支援事業)

安否確認	75 歳以上の独居高齢者世帯に、月に   回声かけ訪問や安否確認など
	を行います。
配食サービス	70 歳以上の希望される独居、高齢者世帯、障がい者の方を対象に、
	ボランティアの協力により、手作りお弁当を毎週木曜日の昼食に配達
	します。また、毎日型配食では、月曜から金曜日(祝日を除く)のタ
	方に、市販の冷凍の調理済みのおかずを配達します。(有料)

	ノロキツトのナナ社会に「キュニュナムの人」が左河口 上間ロに
ミニデイサービス	65 歳以上の方を対象に、「幸せテラスまめのわ」で毎週月・木曜日に、
	生きがいや楽しみを目的にミニデイサービスを実施します。(有料)
	70 歳以上の独居、高齢者世帯で布団等をクリーニングした場合に、
	費用の半額を補助します。
軽度生活支援事業	65 歳以上の独居、高齢者世帯で、日常生活上、一時的に支援が必要
	な方に介護保険の対象とならないサービスを行います。(買物や処方箋
	の受取・簡単な調理・ゴミ出しや電球交換など援助を行います。)(有料)
	介護保険法に規定する要介護・要支援認定者、法に規定する身体障が
	い者・その他の障がい(内部・知的・精神・その他)を有している方で、
	他者の介助によらずに移動が困難で、かつ単独で福祉タクシー等の公共
	交通機関を利用することが困難な方で事前に登録された方を対象に有
<b>行礼左偿定</b> 决事类	料移送を行います。
福祉有償運送事業	・郡内、塩尻・松本・伊那・駒ケ根市の通院、病院の入退院及び福祉施
(令和 3 年度認可更新済)	設等の入退所などの運送を行います。(事前登録が必要)
	・利用料金 I回につき 300円+IKm 当り50円加算します。
	・申し込み 利用日の2日前までに申し込みを頂きます。
	・その他 利用される方は、付添が必要な場合もあります。
	・運行日、運行時間は原則、月~金曜日 8:30~17:30
	(年末年始を除く。)
高齢者世帯等の除	自力で除雪のできない希望された高齢者世帯等については、日常生活範囲内
雪支援事業	の除雪を、登録した協力員さんが支援を行います。
福祉用具等貸出事	車椅子やスロープなど社協が保有する福祉用具等を無料で貸し出します。
業	(短期間利用に限る)

# 9)移送サービス事業(福祉車両の貸出)

身体状況により、歩行が困難な方や福祉タクシーを利用できない 方などの移動支援として車椅子で移動できる福祉車両等を無料で 貸出します。また、福祉タクシーの利用券の販売を行います。

#### 10)相談事業等

- ①多様な社会経済や、様々な人間関係の中で発生するトラブルや心配 ごとについて相談を受けるため、「心配ごと相談所」を開設します。 概ね2ヶ月に | 回(偶数月)、「幸せテラスまめのわ内」で行います。
- ②人権相談、行政相談の開設に併せ相談所を開設します。
- ・とき 4月18日、6月6日、10月17日、12月5日、2月6日
- ・場所 幸せテラスまめのわ(相談室) 午前 | 0時から | 2時 ※弁護士による無料法律相談所を開設します。

(奇数月 年5回程を予定)

③生活福祉資金等貸付事業及び特例貸付等借受人の生活課題の把握や支援体制整備を強化します。(長野県社会福祉協議会貸付事業)

#### | 1 | )募金活動の推進

県本部や行政機関と協力して、次の活動支援金と募金を実施します。

	日赤長野県支部を通じて「人道」に基づき、国際活動や災
赤十字活	害救護のため、毎年 5 月を運動月間として活動資金の募集
動資金の	を行う。また、国内外で発生した大規模災害の救護救援の
募集	ための義援金の募集を行います。
	目標額 350,000 円
	長野県共同募金会を通じて、社会連帯・相互扶助の精神
	に基づいた地域住民の自主的活動として実施する。歳末助
	け合い募金とあわせ、毎年 10 月から年末にかけて募金を
共同募金	行います。
	目標額 750,000 円(社協への配分金約 80%)
	募金会の各種制度事業を活用して安心・安全なまちづく
	りを推進します。